議案第7号

大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月3日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を 定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。